

大学・専門学校等における感染防止対策の取組

(下線部：変更箇所)

1 授業形態

対面授業の実施の際には、感染防止対策の徹底を要請しているが、ワクチン接種の進捗状況等を踏まえつつ、引き続き感染防止の徹底を図るため、オンライン授業を積極的に活用

(対面授業の実施の際の感染予防対策の強化)

- キャンパス・校舎内や通学时等のマスク着用の徹底、時差通学の推進、ワクチン接種の推進

これまでの取扱い：県外活動及び県内で宿泊を伴う活動は原則不可（中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会等を除く）

2 部活動・サークル活動

活動する場合は、以下の点に留意すること

- ・ 合宿等、宿泊を伴う活動を実施する場合には、感染防止対策が確認される施設を利用するとともに、飲食時の感染防止の徹底を図る
- ・ 練習試合等を実施する場合は、必要最小限の参加人数とするなど、移動人数を最小限にとどめる
- ・ 更衣室・部室でのミーティング時、試合等における応援時にはマスクを着用する
- ・ 近距離で飛沫が飛ぶ接触は避ける

3 外出・飲食

学生・教職員に対する以下の点の徹底

- ・ 感染拡大地域との往来の自粛
- ・ 要件を満たしていない飲食店、路上や公園等での飲酒をしない
- ・ 宅飲みを含め、集まったの飲食を避ける
- ・ 感染防止対策を講じていない施設の利用の自粛
- ・ 会話の際は、マスクにより飛沫を防止
- ・ 学生食堂等では、マスクを外しての会話を控え、食事後は速やかに退出
- ・ 学生食堂等の学内の飲食施設では、座席配置の工夫、アクリル板の設置等による感染防止対策を徹底

4 学生への呼びかけ

教育活動の場（授業の開始・終了時、学生一人ひとりへのメール送付等）において、知事メッセージ等を配付・送信すること等により、感染防止対策の徹底を学生に強く呼びかける

5 ワクチン接種の推進

早期の対面授業の全面実施の実現に向け、教職員・学生等のワクチン接種率の向上を推進する